

返 戻 金 規 定

(有料職業紹介事業)

許可番号：15-ユ-300269 株式会社悠久堂医科器械店 新潟営業所

第1条（目的）

本規定は、株式会社悠久堂医科器械店 新潟営業所（以下「本紹介所」という。）が行う有料職業紹介サービスにおいて、紹介した求職者が就職後一定期間内に退職または離職した場合における手数料の返戻（以下「返戻金」という。）に関する事項を定めることを目的とします。

なお、本規定は「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」（令和6年度改正基準）に対応するものです。

第2条（返戻金の支払義務）

本紹介所は、紹介した求職者が就職（内定を含む）後、本条に定める期間内に以下のいずれかの事由に該当して退職または離職した場合、求人者（手数料負担者）の請求に基づき、受領した手数料の一部または全部を返戻します。

- 求職者の自己都合による退職
- 求人者の責に帰すべき事由による解雇（ただし、求人者が書面で証明した場合に限る）
- その他、就職の継続が困難となった客観的事由（傷病・死亡等を含む）

第3条（返戻率）

返戻金の額は、本紹介所が受領した成功報酬（手数料）を基準として、下表のとおりとします。なお、手数料表に定める着手金（330,000 円）は返戻の対象外とします。

退職・離職の時期	返戻率	備考
就職後 1 ヶ月以内	80%	
就職後 1 ヶ月超～3 ヶ月以内	50%	
就職後 3 ヶ月超～6 ヶ月以内	20%	
就職後 6 ヶ月超	0%（返戻なし）	

※「退職・離職の時期」の起算日は、求職者が実際に就業を開始した日（初出勤日）とします。

第4条（請求手続き）

求人が返戻金を請求する場合は、退職・離職の確定後、原則として14日以内に以下の書類を本紹介所に提出してください。

- (4) 返戻金請求書（本紹介所所定の様式）
- (5) 退職届・辞令・離職証明書等、退職の事実を確認できる書類のいずれか
- (6) 実際に支払われた賃金を確認できる書類（給与明細・賃金台帳等）

第5条（返戻金の支払時期）

本紹介所は、請求書類一式の受領および内容確認が完了した日から30日以内に、求人が指定する銀行口座へ振込にて返戻金を支払います。

第6条（返戻金が発生しない場合）

以下のいずれかに該当する場合は、返戻金は発生しません。

- (7) 就職後6ヶ月を超えて退職・離職した場合
- (8) 求人の責に帰すべき事由（いじめ・ハラスメント・賃金未払い等）による退職であることが明らかな場合
- (9) 求人が求職者に対して、内定書・労働条件通知書記載の条件と実質的に異なる労働条件を提示・強制した場合

- (10) 本紹介所に虚偽の情報を提供した上で職業紹介を受けた場合
- (11) 請求期限（退職確定後 14 日以内）を経過した場合

第 7 条（再紹介）

返戻金の支払いに代えて、双方合意の上、再度の職業紹介（再紹介）を行うことができます。再紹介の場合、追加の手数料は原則として発生しません。ただし、再紹介における成功報酬の計算は、当該就職者の賃金に基づき改めて算定します。

第 8 条（規定の改定）

本規定は、関係法令の改正または業務運営上の必要に応じ、事前告知のうえ改定することがあります。改定内容は、本紹介所の事業所内掲示および書面による通知にて周知します。

附 則

本規定は 2026 年 6 月 1 日より施行する。

株式会社悠久堂医科器械店 新潟営業所
新潟市中央区湖南 1 番地 15
許可番号：15－ユ－300269